

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年5月1日～令和8年4月30日までの3年間

2. 内容

目標1：令和8年4月までに、年次有給休暇の取得率を1人当たり平均年間50%以上とする

<対策>

- 令和5年5月～ 計画年休の取り組みを全部門に展開し、年休取得の推進を図る。
- 令和5年10月～ 取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始。
- 令和6年4月～ 前年度実績をもとに課題分析を行い、施策の追加等検討を行う。

目標2：計画期間内に、育児休業取得該当者がいた場合
男性社員・・・取得率を50%以上又は1人以上にする
女性社員・・・取得率を80%以上又は1人以上にする

<対策>

- 令和5年5月～ 休業予定者へ会社方針、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する
- 令和5年10月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制など）・実施

目標3：小学校入学前までの子を持つ社員の短時間勤務制度を導入する

<対策>

- 令和5年5月～ 社員のニーズの把握、検討開始
- 令和6年5月～ 制度導入、社内報や説明会による社員への短時間勤務制度の周知